

大月市 農業委員会だより No.11



発行によせて

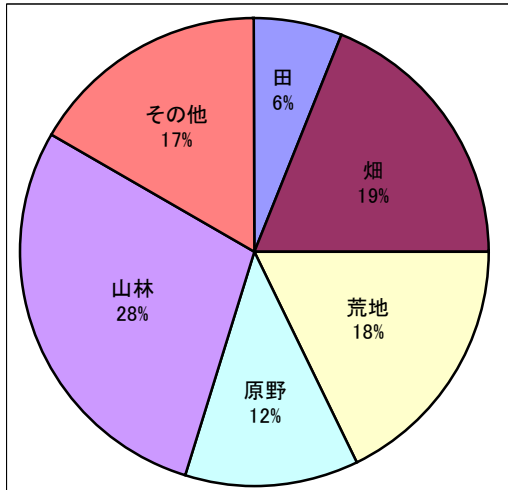
大月市農業委員会

会長 杉本成司

大月市の農業は、山間地における典型的な自家消費型農業であり、ほとんどの農家が農業を従とする第二種兼業農家です。その状況下にあつてイノシシなどの鳥獣被害の拡大により、農業従事者は耕作意欲をなくし、耕作放棄地はますます広がっています。半面、食の安全という観点から輸入に頼ってばかりいられないという考え方も生じてきました。安全な食物を得るために、いままでよりも地産地消の試みが広がる可能性もあります。農産物直売所での販売などの販路の確保、農業の協業化による規模拡大などにより、採算の合う農業、お金が稼ぐことができる農業が実現できれば、荒れた農地が耕作され、耕作放棄地の減少につながります。そうすれば自然に里山の農地が整備され、鳥獣害の被害も減少していきます。有害鳥獣から、あるいは耕作放棄から農地を守り、農業の進展を図り、農業委員会として、その役割を果たすべく活動をしていきたいと思えます。

耕作放棄地調査を実施しました

市内の登記簿上の地目が農地（田・畑）となっている土地について、現況がどのようになっているかを調査しました。

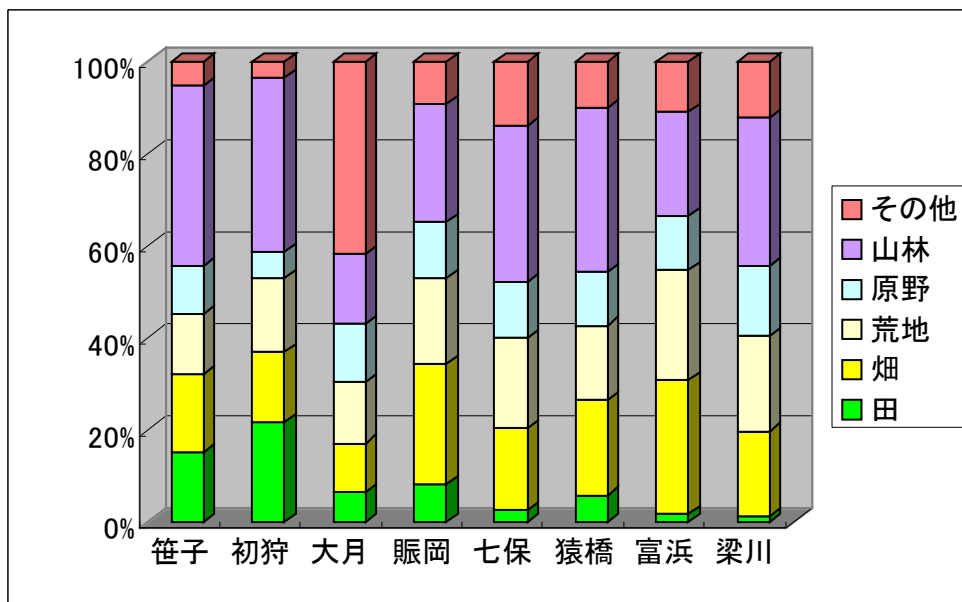


この結果、農地（田・畑）として有効利用されているのは全体の25%で、残りの75%については耕作放棄地となっていることがわかりました。

農業委員会では、耕作放棄地となっている農地の中で、条件の良い放棄地を精査し、有効な農地に戻せるような対策を考えていきたいと思っております。また、条件の劣る放棄地でも栽培が可能な作物を推奨することにより、放棄地を減らしていく手段を考えていきたいと思っております。

また、耕作放棄地の中で、山林になってしまった農地については、非農地証明等によって地目変更を勧め、耕作放棄地を減らしていく必要があると考えております。

登記地目が農地となっている
土地の現況 （大月市全体）



地区別 耕作放棄地内訳

非農地証明

土地登記簿の地目は田又は、畑であっても土地の状態が農地でなくなって20年以上経過し、かつ農振農用地区域に指定されていない場合は、農業委員会へ申請して非農地証明書の交付を受けてから、法務局で登記簿の地目を変更することができます。

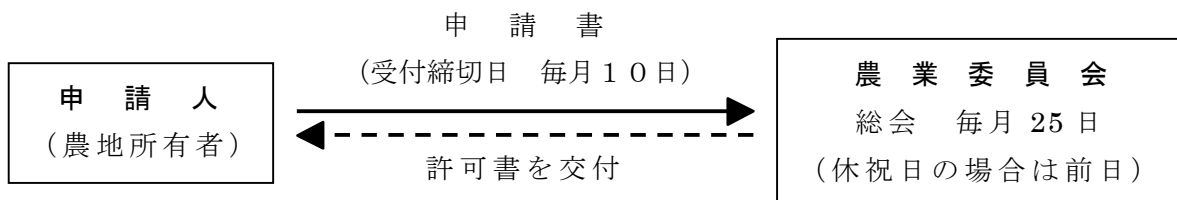
農地の権利異動や転用を行う場合は、

農業委員会又は県知事の許可が必要です

転用許可を受けずに、勝手に転用することは法律で禁止されています。

農地法第3条

農地等について、権利の設定、又は所有権の移転をするため許可を受けようとする場合には、農地法第3条の許可申請書を農業委員会へ提出する。



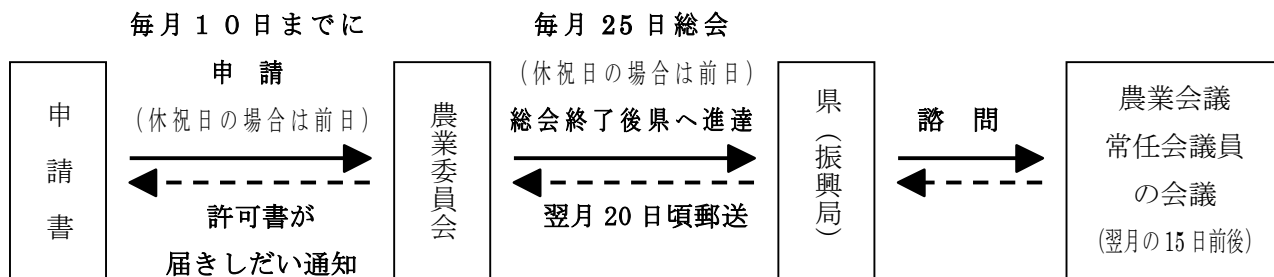
農地法第4条

自己所有の農地を農地以外の用途に転用する場合。

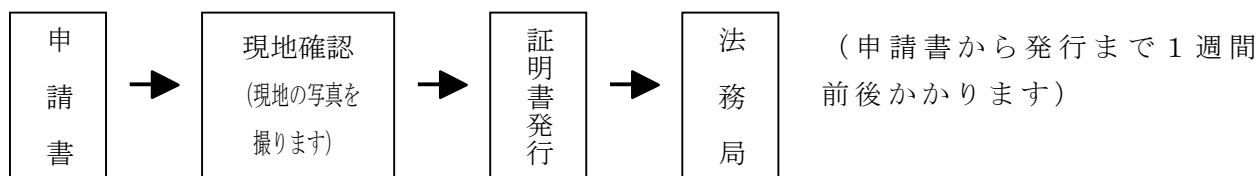
農地法第5条

農地等について、その転用のために所有権を移転し、又は地上権、永小作権、使用賃借による権利を設定し、もしくは移転する場合。

※ 4・5条関係の申請から許可書交付



転用確認証明



～登録地目の確認を～

現在農地法の許可後、転用はしたものの登記地目が農地になったままの方がたくさんおられます。課税上は宅地等になっていると思いますが、法務局に地目の確認を再度してみてください。もしも、農地になっている場合には、農業委員会事務局に転用確認証明申請書の提出をお願いします。

また、許可書の紛失により、再度許可の取り直しにならないためにも早い時期に出しましょう。わからない点等がありましたら、農業委員会事務局までお問合せください。

あなたの地域を担当する農業委員です

氏名	担当地区	箱ワナ保管者	※有害鳥獣 駆除用の箱ワナを農業委員が管理をしています。利用希望の方は保管者までご連絡をお願いいたします。 ※農地に関わる悩み等がございましたら、担当地区の農業委員までお気軽にご相談ください。
(会長職務代理) 小 俣 誠	笹子町全域		
天 野 力	初狩町全域	ドラム缶式	
白輪地 操	上真木全域・桑西・間明野・恵能野		
矢光 政成	下真木全域		
平 井 美 孝	花咲全域(富士見台を含む)	ドラム缶式・両開き式(熊用)・片開き式(猪用)	
小宮 義成	沢井、大月、御太刀、駒橋		
鈴木 達成	畑倉全域・日影・東奥山	ドラム缶式	
小 俣 光 弘	浅利・強瀬・岩殿、西奥山		
志村 喜光	大島、下和田		
西村 恒男	奈良子、林		
鈴木 敏道	田無瀬、葛野		
小 俣 武 一	瀬戸全域、駒宮、浅川	ドラム缶式	
長坂 利光	小篠、津成、太田、小田、久保		
和田 正勝	伊良原、四季の丘		
小林 恒雄	小倉、田中、畑野、小沢、朝日小沢		
水越 董夫	殿上、猿橋		
藤 本 万 壬	下鳥沢、寺向、堀之内、山谷、坂尻、宮谷	ドラム缶式	
(会長) 杉 本 成 司	梁川全域	ドラム缶式・両開き式(熊用)	

農業委員会県外先進地視察研修を実施

市内の農業振興並びに地域活性化を資するため、長野県軽井沢町農業委員会において、有害鳥獣対策への取り組み状況等について、視察研修を実施しました。

山梨県農政推進農業委員大会が開催されました

昨年十一月十九日(月)かいてらす(山梨県地域産業振興センター)において県下農業委員約三五〇名が参加、大月市でも全員の委員が参加しました。また、大会終了後、元長崎県深江町農業委員会事務局長乗松肇先生の「活力ある農業委員会活動をめざして」をテーマに講演が行われました。

平成二十年度地区別農業委員等研修会が開催されました

昨年十一月二日(金)「うぐいすホール」において富士・東部地域の農業委員が参加しました。「活力ある農業・農村の再生を目指して」をテーマに、国民食料の安定供給と

農業・農村の持続的発展をめざした「食料・農業・農村基本法」の具体化に向けて、構造政策の推進に果たす農業委員会活動の強化を図ることを目的として研修会が開催されました。本市からは農業委員全員が参加しました。

○お知らせ○

有害鳥獣の捕獲のための檻の設置には狩猟免許(わな猟免許)の取得が必要となります。昨年より「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正により、「網猟免許」と「わな猟免許」が別々となり、わな猟免許が取得し易くなりました。詳しくは左記にお問合せ願います。
富士・東部林務環境事務所
森づくり推進課
TEL0554-45-7812

●発行 大月市農業委員会
●編集 大月市農業委員会だより
編集委員会

大月市大月2-6-20
TEL0554-20-1836